

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解							指定自治体の回答		内閣府整理		
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討							【指定自治体の回答における対応欄内容】 a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他		【整理フラグ欄内容】 i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの		
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
中心市街地と田 地域が連携する 高松コンパクト・ エコシティ特区	27202	補助金で整備した施設 等の目的外使用の 緩和	民間事業者による収益事業を可能とする利用 価値の高い賑わい空間として開放し、中央 商店街との連携による相乗効果により、中心 市街地の活性化を図ると共に、民間事業者 等による新たなビジネスチャンスを創出する 空間として有用することで、地域経済の活性 化を図る。 (実施したい収益事業・イベント等、占用許可 施設) ○産直市場、屋台村、ビアガーデン、まちカ フェ、地産地消型ショップ、市民フリーマ ーケット、市民イベント、中央商店街の出店・PR ブース等 ○観光案内所、情報発信センター、免税カウ ンターに関する情報発信、その他市民サー ビスに資するもの	当該公共的空間において、収益事 業を可能とすることで民間参入によ る新たな賑わい拠点が形成され、 来街者の増加による周辺商店街 への相乗効果が期待できる。このこと は、民間の知恵と地域資産を活用 し、地域産業の活性化及び地域固有 のコミュニティの維持・再生を図り 、持続可能なコンパクト・エコシ ティのモデルを構築する本特区の 目的に合致するものである。 具体的には、新規就農者等による 産直市場の開設や周辺商店街 のアンテナショップ等の出店、各種 収益イベントを実施することで、総 合特区の目標に掲げている「中央 商店街へ出荷した農家数」及び「中 央商店街1階空き店舗率」の改善 に効果がある。	1回目	国土交通省	住宅局市街 地建築課	補助金等に係る予算 の執行の適正化に関 する法律第22条 補助金等に係る予算 の執行の適正化に開 する法律施行令第14 条第2項	D	-	-	-	補助金で整備した施設等について、当該補助金の目的に沿った使用 を行うのであれば、補助金返還等の必要はない。	a	「コトデン瓦町ビル公共施設の活用に関する基準」及び高松琴平 電気鉄道線への通知文(平成28年2月22日付け高都第354号)につ いて、国土交通省へ内容確認を行った結果、当基準書等は補助事 業者の裁量の範囲内で、「現行法令等で対応可能」との回答であっ たことから、既存公共の空間において民間事業者等による賑わい ・交流創出事業が実施可能となった。	自治体の提案は実現可能となったため、協議を終了する。	iii
					2回目												